

○厚生労働省告示第五十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。</p> <p>(略)</p> <p>福岡県</p> <p>北九州市門司区、若松区及び戸畑区、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、嘉麻市、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、嘉穂郡桂川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡福智町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町及び築上郡吉富町の区域</p> <p>(略)</p>	<p>健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。</p> <p>(略)</p> <p>福岡県</p> <p>北九州市門司区、若松区及び戸畑区、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、宮若市、嘉麻市、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、嘉穂郡桂川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡福智町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町及び築上郡吉富町の区域</p> <p>(略)</p>